

## 令和4年度組織再編内容 【教育委員会に関する事項】

### 1 組織体制の変更

#### (1)教育委員会

課名	変更点	変更理由
社会教育課	・「文化係」を「観光文化部」へ移管する。	・文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化政策と文化事業の所管部署を統合する。
博物館課	・「博物館課」を「観光文化部」へ移管する。	・川越し街道の賑わい創出を博物館と一体となって取り組むとともに、文化財の保存と活用を推進する体制を強化するため、教育委員会から市長部局へ移管する。

#### (2)市長部局

部名	変更点	変更理由
産業観光部 ↓ 産業経済部	・部の名称を「産業経済部」に変更する。	・産業政策及び観光・文化政策の強化を図るため、産業観光部を分割・再編する。
【新設】 観光文化部	・「観光文化部」を新設する。	

課名	変更点	変更理由
文化資源活用課 ↓ 文化振興課	・「文化政策担当」と「文化係」を統合し、「文化振興係」とする。 ・再編に伴い、課の名称を「文化振興課」に変更する。	・文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化政策と文化事業の所管部署を統合する。

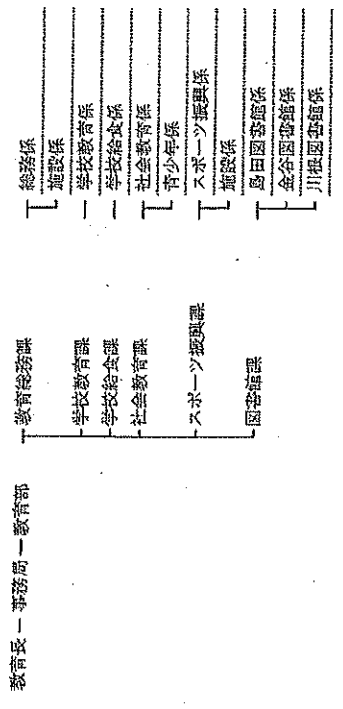
### 2 分掌事務の移管

#### (1)教育委員会

課名	変更点	変更理由
教育総務課	・教育総務課の「総合教育会議に関する事務」を戦略推進課へ移管する。	・教育行政を総合的に推進するためには、市長部局で執行することが適当であると判断するため、教育委員会から市長部局へ移管する。

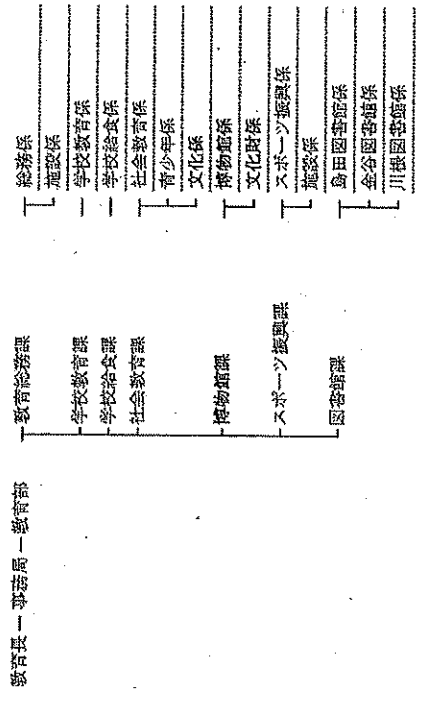
令和4年度 島田市行政組織図

教育委員会

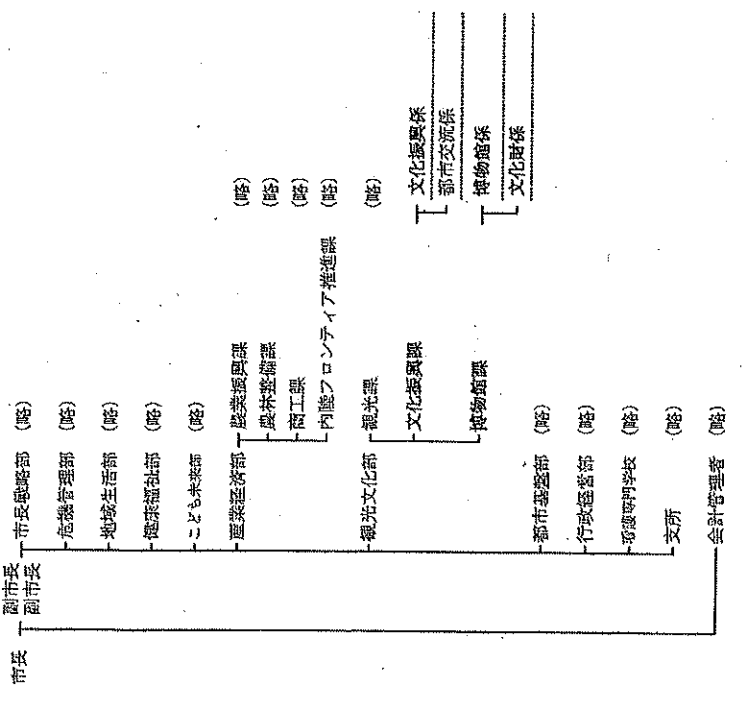


令和3年度 島田市行政組織図

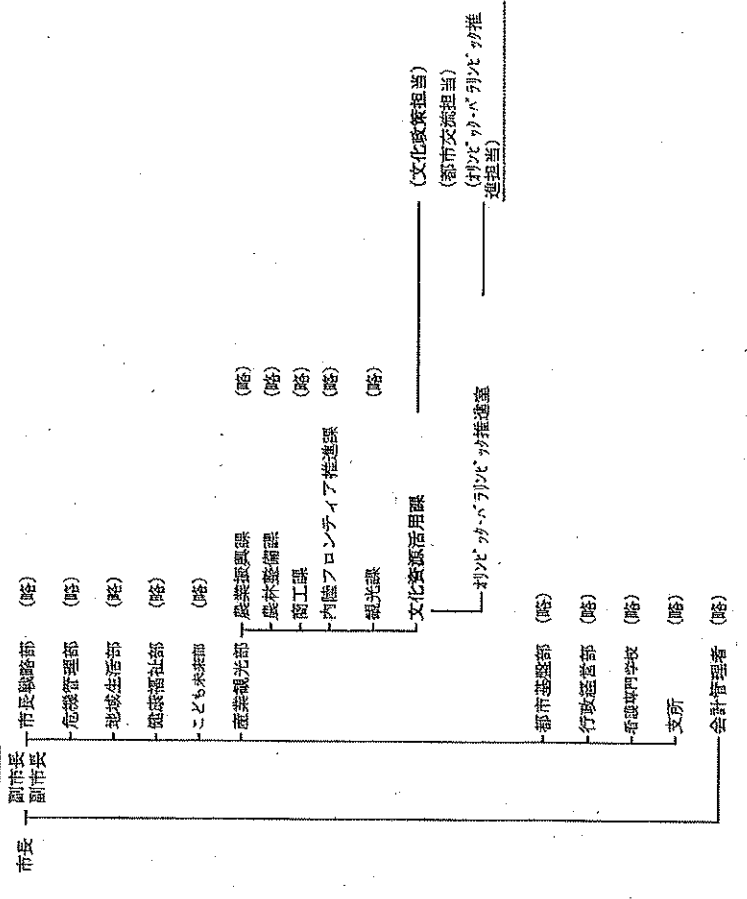
教育委員会



市長部局



市長部局



## 文化行政に係る事務分掌

		令和3年度	令和4年度	
活用課	文化資源	(1) 文化資源のプロモーションに関する企画及び総合調整に関すること。	博物館課	文化財係
		(教育委員会の権限に属する事務の委任) ・文化芸術の振興に係る政策の企画に関すること。	文化振興課	文化振興係
教育委員会 社会教育課	文化係	ア 文化芸術の振興を目的とする事業の企画及び運営に関すること。	文化振興課	文化振興係
		イ 文化芸術の振興を目的とする活動の推進に関すること。	文化振興課	文化振興係
		ウ 文化芸術の振興を目的とする団体の育成に関すること。	文化振興課	文化振興係
		(市長の権限に属する事務の補助執行) (4) 社会教育課文化係 次に掲げる事務 ア 次に掲げる公の施設の管理に関すること。 (ア) 島田市民総合施設条例(平成17年島田市条例第107号)第2条に規定する島田市民総合施設プラザおおるり (イ) 島田市金谷生きがいセンター条例(平成17年島田市条例第108号)第2条に規定する島田市金谷生きがいセンター (ウ) 島田市川根文化センター条例(平成20年島田市条例第23号)第2条に規定する島田市川根文化センターチャリム21	文化振興課	文化振興係
		(市長の権限に属する事務の補助執行) イ 芸術文化奨励賞に関すること。	文化振興課	文化振興係
教育委員会 博物館課	博物館係	ア 博物館の管理運営に関すること。	博物館課	博物館係
		イ 博物館において行う事業の企画及び運営に関すること。	博物館課	博物館係
		ウ 博物館資料の展示及び保管に関すること。	博物館課	博物館係
		エ 博物館資料の調査、収集及び活用に関すること。	博物館課	博物館係
	文化財係	ア 文化財の指定その他文化財の保護に関すること。	博物館課	文化財係
		イ 史跡の管理及び整備に関すること。	博物館課	文化財係
		ウ 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。	博物館課	文化財係
		エ 市史の編さんに関すること。	博物館課	文化財係
		(市長の権限に属する事務の補助執行) (5) 博物館課文化財係 しまだ市民遺産に関すること。	博物館課	文化財係